



天保十一年の産物会所設置後、長井手永で生産された菜種子は、崎山村市平の集荷分が小倉の綿屋茂兵衛へ売り渡され、崎山村弥兵衛の集荷分が宇島の万屋助九郎へ売り渡された。他方、節丸手永の菜種子は、下伊良原村治作の集荷分が行事の飴屋儀兵衛へ売り渡され、上伊良原村常蔵の集荷分が宇島の万屋助九郎へ売り渡された。こうして、領内の菜種子を買い集め綿屋・飴屋・万屋らの菜種売捌方は、それぞれの持ち船で、大坂の菜種問屋へ菜種子を回送した。

小倉藩には、前述の「株仲間」のほかに、菜種子座や炭材木座・綿実座・綿実買集座・牛馬皮買座などの「座」があった。これらの座のうちで、最も発達していた座が油座で、種油・鯨油・胡麻油・白胡麻油などの油種によつて卸売・受売・小売などの分科があった。

三 横実の生産と生蠣の流通

天保十二年、幕府の株仲間解散令により、小倉藩の座も株仲間と同じように名目上廃止された。その後、嘉永四年（一八五二）の株仲間再興令で、小倉藩の座は復活したが、明治五年（一八七二）、明治新政府の株仲間解散令で、ついに豊津藩の座は株仲間とともに消滅した。

弥兵衛

同村市平

常藏

下いら原村

治作

天保十二年、幕府の株仲間解散令により、小倉藩の座も株仲間と同じように名目上廃止された。その後、嘉永四年（一八五二）の株仲間再興令で、小倉藩の座は復活したが、明治五年（一八七二）、明治新政府の株仲間解散令で、ついに豊津藩の座は株仲間とともに消滅した。

天保十二年、幕府の株仲間解散令により、小倉藩の座も株仲間と同じように名目上廃止された。その後、嘉永四年（一八五二）の株仲間再興令で、小倉藩の座は復活したが、明治五年（一八七二）、明治新政府の株仲間解散令で、ついに豊津藩の座は株仲間とともに消滅した。

横実の実は、生蠣を取り、灯火用の和ろうそくや
餌付け油の原料として重用された。犀川町域

は、横の実の特産地であった。横の実を絞って生蠣を取る作業を板場（板場場）といった。町域には、板場や横実仲買人がいて、生蠣の町域自給と横実の域外移出が行われた。

藩は、領内で生産される横実・菜種子・楮などとの農作物や生蠣・菜種油などの加工商品を専売化し、国産獎励を推進した。

寛政六年（一七九四）、勝手方引請家老犬甘兵庫知寛は、藩財政再建のため、「御建替仕法」を発し、年貢増徴と農村商品作物の獎励を行つた。本百姓の出夫や諸掛かりものを高割りから軒割りに改め、無高・遊民・職人・商人にまでこれらを賦課した。小作人に増作を奨励し、職人・商人・医師・後家にも耕作を義務づけ、これに従わない者は免許札を取り上げた。殖産興業としては、横の栽培を指導し、奨励した（『北九州歴史』）。これらの諸策で、窮乏化した藩財政は立ち直り、藩庫は充実したが、苛酷な年貢増徴で農村は疲弊し、荒廃した。

文政十年（一八二七）、藩は、田川郡赤池村に国産会所を新設し、生蠣・楮・鶏卵など一三品目を指定して集荷・販売した。この国産仕組で

は、米穀と生蠣が主として取り扱われ、集荷された産物は大坂を中心販売された。

しかし、この国産仕組は、藩札の下落で失敗し、天保四年（一八三三）買米を中心とした国産方仕法が開始され、天保五年に国産方役所が設置された。同七年には、領内の余剩米を買い上げる米切手を発行し、産物買集所を企救郡田野浦と上毛郡宇島に設けた。

同十年には、この国産方仕法を中止し、生蠣方会所を設置した。郡中生蠣方のほかに、江戸廻生蠣御会所御用掛として仲津郡大橋村の商人柏木勘七を任命、さらに諸産物田野浦引請世話方として京都郡行事村の飴屋喜兵衛と宇島の万屋助九郎を任命した。藩は、このように、柏木・飴屋・万屋ら豪商を会所仕法の世話人に登用し、徳人依存体制の殖産興業政策を推進していった。

この会所仕法は、弘化二年（一八四五）に中止され、その後、嘉永七年（一八五四）、勝手方引請家老島村志津摩貫倫は、小倉織・製薬・金

山・石炭などの奨励をし、商品作物の開発と藩専売制を実施した。

小倉・行事・宇島の三か所に会所を設置し、田川郡と築城郡にそれぞれ一か所取次所を設けて、領内の米穀と諸産物を集荷し、藩の独占で販売した。

当初、櫛の実の買集めは櫛板場免許人に限定されていたが、一八三〇年ごろには実際に集荷商人が発生していたので、藩は櫛中買人や櫛実問屋を追認していった。「長井手永大庄屋日記」嘉永六年の条には、御用板場櫛仲買人として、長井手永では、統命院・大坂・喜多良・大村・柳瀬・山鹿の各村にそれぞれ一人、崎山村に三人の名前が散見される。これららの櫛仲買人は、「櫛実買方提札」^{（櫛手永）}という免許札を藩より交付された。

櫛仲買人は、その反対給付として、毎年運上銀八匁六分を藩庫へ上納した。なお、慶応四年（一八六八）～明治三年（一八七〇）には、統命院村藤七や崎山村林平蔵のように、板場御免札と櫛実買札の両札を持った職商人もいた。彼らは、櫛仲買札運上銀八匁六分と共に、板場札運上銀四三匁を銀小物成として毎年藩庫へ上納した。

櫛の実の値段は、大坂相場を基準に、毎年十二月中旬に決まり、生蠣は大坂と下関へ回送し、販売された。

四 諸産物の生産と商人札

職人・商人 幕府や領主は、商業・工業・漁業その他の中業に従事する個人や株仲間・座に特權的保護ないし利権を与えるとともに、その経済活動を統制し、反対給付として免許税や営業税に当たる冥加銀あるいは運上銀を上納させた。

小倉小笠原藩でも、職人や商人に、その営業権を公認した証しとして免許札を発行した。当藩では、この免許札のことを「免札」・「札」・「商人札」・「商札」・「棒札」などと呼んでいた。

免許札は、その身一代限りの営業権を保証するもので、他人へ譲渡したり、貸与することを禁じた。したがって、無札のものは商売ができるなかつた。

次の史料は、安政三年（一八五六）八月に、長井手永大熊村太右衛門が紙漉の免許札を申請したときの「覚」^{（長井手永大庄屋日記）}である。

奉願口上覚

大熊村